

Ⅱ

第1章

時代の要請にこたえた国土交通行政の展開

第1章

時代の要請にこたえた
国土交通行政の展開

第1節 能登半島地震・豪雨及び東日本大震災からの復旧・復興の現状と対応策

能登半島地震・豪雨からの復旧・復興については、被災者の方々の暮らしとなりわいの再生を支える大前提は、インフラの復旧やまちの復興にあるとの考えに立ち、できる限り具体的な見通しを明らかにしながら、地元の声にも耳を傾けて、各種事業に取り組んできた。その結果、二次災害に直結するような切迫した被災箇所の応急対策はすべて終了し、インフラの機能回復対策、本復旧などが順調に進捗している。

東日本大震災の地震・津波による被災地域については、基幹インフラの復旧・整備や復興まちづくり等の復興事業に全力で取り組んできた結果、復興の総仕上げの段階に入っている。

他方で、福島原子力災害の被災地域では、復興・再生が「本格的に始まった」ばかりの地域もあり、未だ不自由な生活を強いられている多くの被災者の方々もいる。「第3期復興・創生期間」となる令和8年度からの5年間は、国土交通省にとっても、住民の帰還等に必要なインフラ整備を強力に推進すべき重要な期間である。このため、避難指示の解除を目指して除染を進める区域について、除染に合わせた復旧を着実に進めるとともに、復興の拠点となる市街地の整備や観光振興についても、地域と一体となって着実に取り組む。

第2節 東日本大震災を教訓とした津波防災地域づくり

東日本大震災を契機として平成23年12月に制定された「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、各地で津波防災の取組が進められており、令和8年3月末時点で、最大クラスの津波に対応した津波浸水想定の設定（40都道府県）、警戒避難体制を整備するための津波災害警戒区域の指定（31道府県）、さらに、津波災害特別警戒区域の指定（静岡県伊豆市）、津波防災地域づくりの総合的な推進計画の作成（24市町）が行われている。

また、東日本大震災被災地では、24地区の「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」が都市計画決定される（令和7年3月末時点）など、同法を活用した復興の取組も進められている。国土交通省は、関係部局で構成される支援チームを設置して地方公共団体によるこれらの取組に係る支援を実施しており、今後も国民の命を守るための津波防災地域づくりを積極的に推進していく。



【関連リンク】

「令和6年能登半島地震から2年」の復旧・復興状況と今後の見通し～被災者の方々の暮らしとなりわいの再生に向けて～
URL: https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo01_hh_000071.html



【関連リンク】

東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組
URL: https://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_002322.html

第3節 国土政策の推進

国土形成計画は、総合的かつ長期的な国土づくりの方向性を示すものである。第三次国土形成計画（令和5年7月閣議決定）では、我が国が直面するリスクと構造的な変化を踏まえ、地方に軸足を置いたビジョンとして、目指す国土の姿に「新時代に地域力をつなぐ国土」を掲げ、そのための国土構造の基本構想として、広域レベルにおいては、広域圏の自立的発展と日本海側・太平洋側二面活用等の広域圏内・広域圏間の連結強化を図る「全国的な回廊ネットワーク」や、リニア中央新幹線等により三大都市圏を結ぶ「日本中央回廊」の形成等から、「シームレスな拠点連結型国土」の構築を図ることにより、地域の魅力を高め、地方への人の流れの創出・拡大を図ることとしている。また、国土の刷新に向けた4つの重点テーマとして、「デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成」、「持続可能な産業への構造転換」、「グリーン国土の創造」、「人口減少下の国土利用・管理」を掲げるとともに、これを支える横断的な重点テーマとして、「国土基盤の高質化」、「地域を支える人材の確保・育成」を位置付け、相互に連携しながら相乗効果を発揮できるように、統合的に取り組むこととしている。

計画の実装に当たっては、二地域居住の促進や地域生活圏の形成をはじめ、計画が描く将来ビジョンを国民全体で共有していくとともに、関係省庁とも緊密に連携しながら推進していく。地域生活圏の形成に当たっては、国土審議会推進部会の下に設置した有識者から構成される「地域生活圏専門委員会」において、令和7

年6月に取りまとめられた報告書を踏まえ、施策を進めることとしている。

国土利用計画（全国計画）は、国土の利用に関する基本的な方向性を示すものである。第六次国土利用計画（全国計画）（令和5年7月閣議決定）では、人口減少や高齢化等の国土利用をめぐる基本的条件の変化と課題を踏まえ、「地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理」、「土地本来の災害リスクを踏まえた賢い国土利用・管理」、「健全な生態系の確保によりつながる国土利用・管理」等を基本方針とし、持続可能で自然と共生した国土利用・管理を目指すこととしている。

また、同計画では、特に、中山間地域や都市の縁辺部において、人口減少により、従来と同様に労力や費用をかけて土地を管理し続けることは困難になることが想定されることから、地域の目指すべき将来像を見据えた上で、優先的に維持したい農地をはじめとする土地を明確化し、粗放的な管理や最小限の管理を導入するなど、地域の合意形成に基づき、管理方法の転換等を図る「国土の管理構想」を全国で進めることとしている。

国土形成計画（全国計画）を基本とする国土形成計画（広域地方計画）については、それぞれの地域の個性や強みを活かして自律的に発展する圏域づくりにつながるよう、新たな計画策定を進めており、令和7年10月に時点の検討の成果を取りまとめた「中間とりまとめ（案）」を各圏域広域地方計画協議会にて公表した。今後、計画の策定・推進に取り組んでいく。

第4節 社会資本の老朽化対策等

（1）社会資本の老朽化対策

我が国においては、高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化が加速的に進行している。令和7年1月に埼玉県八潮市

において発生した下水道管路破損に起因する道路陥没事故も踏まえ、インフラの老朽化は喫緊の課題であり、インフラの機能を確保し、国民の安全・安心を守るため、トータルコストの縮

II

第1章

時代の要請にこたえた国土交通行政の展開

減・平準化等を図りつつ、計画的なインフラの維持管理・更新を進める必要がある。

このため、平成25年11月、政府全体の取組として、計画的な維持管理・更新等の方向性を示す基本的な計画である「インフラ長寿命化基本計画」が取りまとめられた。

この基本計画に基づき、国土交通省が管理・所管するインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする計画である「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を平成26年5月に策定し、メンテナンスサイクルの核となる個別施設ごとの長寿命化計画の策定促進や、施設の健全性を把握する点検の着実な実施、新技術の開発・普及に合わせた点検要領の改定、地方公共団体への技術的・財政的支援等を実践してきた。

令和3年6月には行動計画を改定し、損傷が軽微な段階で補修を行う「予防保全型」のインフラメンテナンスへの早期転換に向け、新技術等を最大限活用して確実かつ効率的に点検・診断等を実施し、緊急度に応じて修繕等の加速化を図ってきた。

さらに、八潮市の道路陥没事故を受けて設置された有識者委員会において、インフラ全般のマネジメントについて「見える化」の徹底やメリハリの取組等が必要であるとの提言を受けた

ことを踏まえ、社会資本整備審議会・交通政策審議会の下に新たに「インフラマネジメント戦略小委員会」を設置し、具体の議論を開始した。

（2）地域インフラ群再生戦略マネジメントの推進

平成25年を「社会資本メンテナンス元年」として位置付け、メンテナンスサイクルの確立等、様々な取組を行ってきた。平成30年には、国土交通省所管分野における社会資本の将来の維持管理・更新費の推計を行い、将来、維持管理・更新費の増加は避けられないものの、「事後保全」から「予防保全」に転換することにより、今後30年間の累計で約3割削減できる見込みを示した。このことから、今後、予防保全への転換を進めることにより費用の縮減・平準化を図り、持続的・効率的なインフラメンテナンスを推進することが重要である。

しかし、多くの地方公共団体では、適切な維持管理を進める上で体制面・予算面に課題を抱えている。こうした課題に対応するため、複数自治体のインフラや複数分野のインフラを「群」としてとらえ、効率的・効果的にマネジメントを行う「地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）」を推進していく必要がある。令和7年10月には、先行事例におけるノウハウ等を



【関連リンク】

建設後50年以上経過する社会資本の割合

URL : https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/_pdf/50year_percentage.pdf



【関連リンク】

令和4年12月社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会 技術部会 提言本文

URL : <https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/content/001574054.pdf>



【関連リンク】

地域インフラ群再生戦略マネジメント計画策定手法検討会・実施手法検討会

URL : https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/03activity/03_02_06.html



【関連リンク】

群マネモデル地域への支援

URL : https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/03activity/03_02_07.html



【関連リンク】

群マネ特設 HP

URL : <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/gunmane.html>

参考とした「群マネの手引き Ver.1」を公表したところであり、群マネの全国展開に向けて取り組んでいく。

(3) インフラメンテナンスに関する理念の普及と新技術等の導入促進

社会インフラの維持管理における理念の普及や、業務効率を飛躍的に高めるための新技術の社会実装を進める。

具体的には、産学官民が一丸となって総力戦でメンテナンスに取り組むプラットフォームである「インフラメンテナンス国民会議」において、地方フォーラムや令和4年に設立された「インフラメンテナンス市区町村長会議」と連携を図りながら、インフラメンテナンスの理念の普及・課題解決に向けたシンポジウム・セミナーの開催や、自治体等が抱える技術的な課題（ニーズ）と民間企業等が保有する技術（シーズ）のマッチング等、インフラメンテナンスの技術導入を支援するイベントを全国で実施している。

また、国内のインフラメンテナンスに係る優れた取組や技術開発を表彰することで、メンテナンス産業の活性化を図ることを目的に「インフラメンテナンス大賞」を実施しており、令和7年度は、極めて顕著な功績へ贈られる内閣総

理大臣賞の授与等が、8年1月20日に首相官邸にて行われた。

さらに、人員体制が脆弱な自治体に対して、新技術導入をはじめとする維持管理業務のノウハウを助言するため、産学官アドバイザーの派遣や新技術の試行サポート等によるプッシュ型の自治体支援を目指し、人材バンクやワンストップ窓口を担う事務局機能の構築の検討を進めている。

また、道路分野においては、道路行政の技術開発ニーズを踏まえた新技術について、研究開発から現場への活用まで積極的に推進している。具体的には、道路分野に携わる広範な研究者の技術研究開発を支援する新道路技術会議において、行政ニーズに応じた研究を中心に支援し、その中でも活用が期待される研究開発等については、新技術導入促進計画に位置付け、必要な技術基準類の整備を迅速化するなど、現場実装を推進していく。橋梁・トンネル等については、点検支援技術性能カタログの充実等の取組により、新技術活用を推進し点検業務の効率化・高度化を図る。また、橋梁、トンネル等の点検・修繕等への新技術等の活用に対し、道路メンテナンス事業補助制度において優先的に支援する。

第5節 社会資本整備の推進

社会資本整備重点計画は、「社会資本整備重点計画法」に基づき、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するために策定する計画である。令和8年1月に閣議決定された第6次計画では、社会資本整備政策と交通政策

を「車の両輪」として連携・整合を図り、相互の取組の相乗効果が得られるよう、第3次交通政策基本計画と一体的に策定した。具体的には、社会資本整備分野と交通分野で関連する施策を相互に盛り込むとともに、「人口減少とい



【関連リンク】
インフラメンテナンス国民会議
URL : <https://jcm.jp/>



【関連リンク】
インフラメンテナンス大賞 - インフラメンテナンス情報
URL : https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/03activity/03_award.html

II

第1章

時代の要請にこたえた国土交通行政の展開

う危機を好機に変える」という共通のゴールを掲げている。また、社会資本整備を通じて重点的に対応すべき社会課題とその解決を通じて目指す社会の姿を掲げ、そこからバックキャストして12年度までの計画期間に達成すべき4つの重点目標（「活力のある持続可能な地域社会の形成」、「強靱な国土が支える持続的で力強い経済社会」、「インフラ分野が先導するグリーン社会の実現」、「戦略的・計画的な社会資本整備を支える基盤の強化」）を設定し、着実に計画を推進していく。具体的には、人口減少の危機に真正面から取り組むため、インフラ整備と交通政策の連携の下、生活サービスの維持に必要な集積と移動の足が確保された地域づくりに取り組むこと、埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえた、老朽インフラ対策の充実・強化や、地域の将来像に即したインフラ老朽化対策等を推進すること、地方公共団体や建設業等のインフラを支える担い手の確保・育成について、インフラ整備と一体をなすものとして推進することとしている。

また、第6次社会資本整備重点計画における重点目標を達成するため、本計画に基づき、各地方の特性、将来像や整備水準に応じて重点的、効率的、効果的に整備するための計画として、地方ブロックにおける社会資本整備重点計画を策定し、その実施状況を把握していくこととしている。

地方ブロックにおける社会資本整備重点計画に掲載したインフラ整備事業については、その将来の見通しをより分かりやすく提示し、民間投資の誘発等を通じた社会資本のストック効果の更なる発現を促進するため、国土交通省のウェブサイトで「インフラみらいマップ」として、事業の概要、完成時期、事業効果等を地図上に可視化している。

加えて、気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や切迫する南海トラフ地震をはじめとする巨大地震等から国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、これまでの災害等の教訓を踏まえつつ、国土強靱化施策の更なる加速化・深化を図る必要がある。このような中、政府は、国土強靱化基本計画に基づく施策の実施に関する中期的な計画として、令和7年6月に「第1次国土強靱化実施中期計画」を閣議決定したところである。本計画は、8年度から12年度までの5年間の計画期間とし、実施すべき国土強靱化施策の内容及び目標等を定めている。

国土交通省としては、この実施中期計画において、推進が特に必要となる施策として、流域治水対策（河川、砂防、下水道、海岸）や陸海空の交通ネットワークの連携強化、進行するインフラ老朽化への対応として上下水道施設の戦略的維持管理・更新等を位置付けているところであり、これらの取組を着実に進めていく。



【関連リンク】

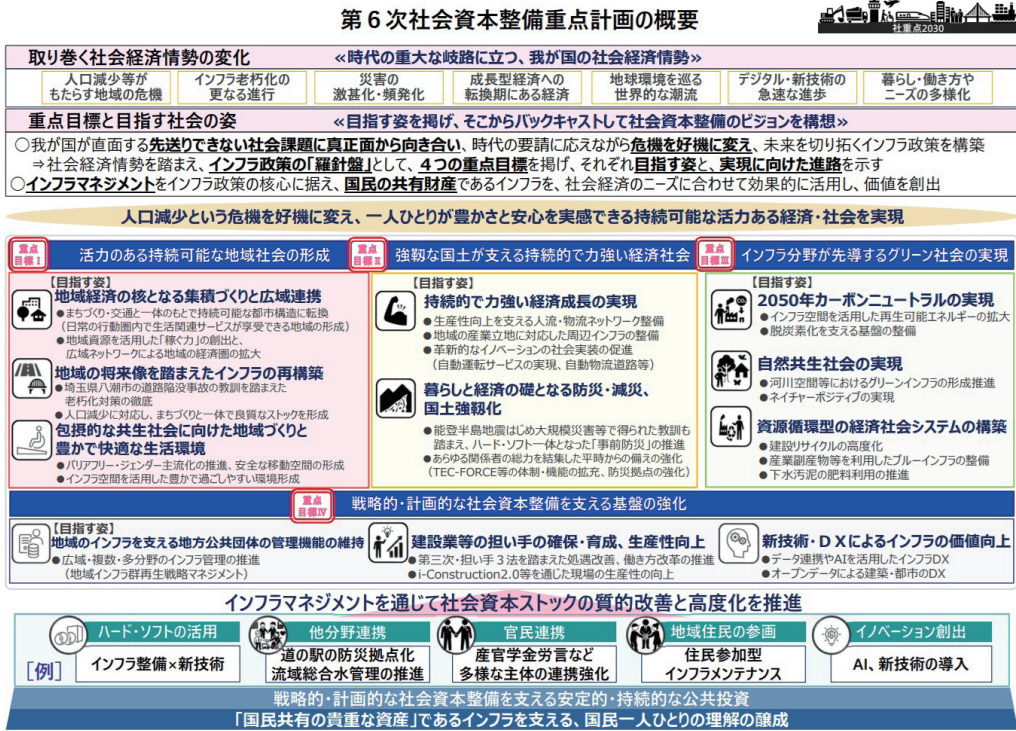
国土交通省における国土強靱化の取組を広報するウェブサイト
URL : <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/kyojinka/>



【関連リンク】

インフラみらいマップ
URL : <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/inframiraimap/>

図表Ⅱ-1-5-1 第6次社会資本整備重点計画【概要】



図表Ⅱ-1-5-2 第1次国土強靱化実施中期計画【概要】



Column コラム

社会資本整備のストック効果最大化を推進するための支援体制構築

社会資本（インフラ）は、地域の豊かさを支える基盤です。このインフラを活用し、その効果を最大化するためには、ストック効果の適切な分析と、効果を高める取組の継続的な実践を推進することが重要です。

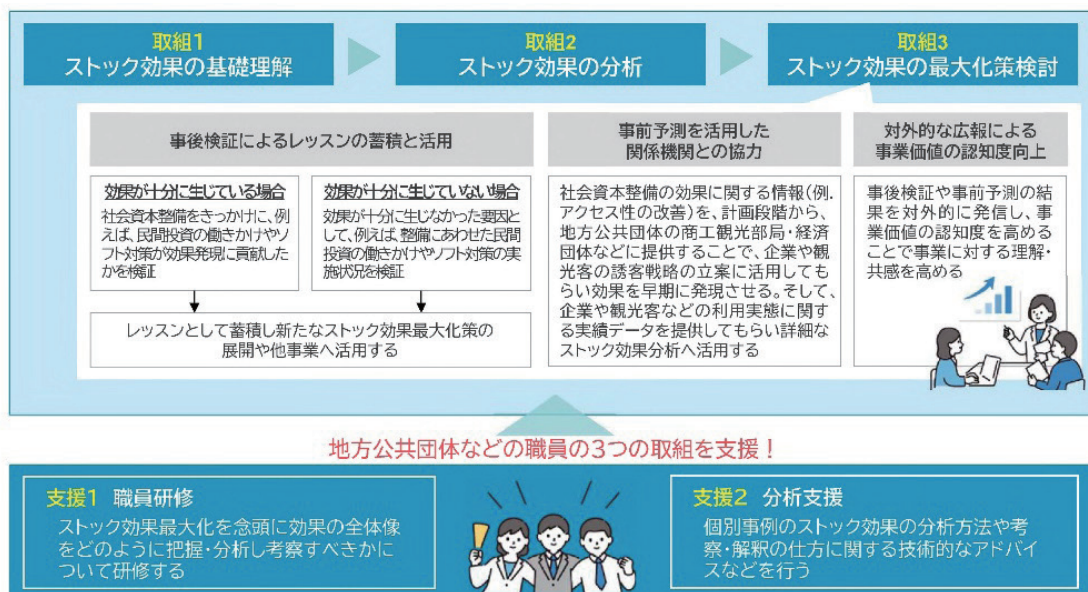
令和7年6月、国土交通省は、社会資本整備のストック効果最大化を推進するために産学官の関係者を参画者とする「産学官連携インフラ戦略推進プラットフォーム

（英語名略称：SPIVE、スパイブ）」を設立しました。ストック効果の分析方法や効果最大化の検討方法等を学ぶ研修の開催や、ストック効果分析に対する技術的助言等を行う支援体制の構築等を通じて、地方公共団体等におけるインフラのストック効果最大化の取組を支援していきます。

SPIVE（スパイブ）とは？



- 産学官連携インフラ戦略推進プラットフォーム（Strategic Platform for Infrastructure Value Enhancement / SPIVE: スパイブ）は、社会資本整備のストック効果を最大限高めることを目的に地方公共団体などの職員の「3つの取組」を充実化するために「2つの支援」を行います。
- 将来的には、地方公共団体などの職員同士の事例・ノウハウ（事後検証によるレッスンの蓄積や事前予測の活用の有効性など）の共有などの横展開も行います。



【関連リンク】
産学官連携インフラ戦略推進プラットフォーム（SPIVE）
URL： <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/infra/spive/>



産学官連携インフラ戦略推進プラットフォーム
Strategic Platform for Infrastructure Value Enhancement

第6節 交通政策の推進

1 交通政策基本法に基づく政策展開

「交通政策基本法」に基づき、令和8年1月に閣議決定された「第3次交通政策基本計画」は、「第6次社会資本整備重点計画」と一体的に策定され、7年度から12年度までの基本的な方針、施策の目標、施策等について定めている。具体的には、基本的方針として、A「地域社会を支える、地域課題に適応した交通の実

現」、B「成長型経済を支える、交通ネットワーク・システムの実現」、C「持続可能で安全・安心な社会を支える、強くしなやかな交通基盤の実現」、D「デジタル・新技術の力を活かした時代や環境の変化に応じた交通サービスの進化」の4つの柱を掲げている。

2 年次報告の実施

交通政策白書は、交通政策基本計画の着実な推進を図るため、「交通政策基本法」に基づき、交通の動向並びに政府が交通に関して講じた施策及び講じようとする施策について、毎年国会

に報告するものであり、令和7年版交通政策白書は、令和7年5月に閣議決定・国会報告した。

3 「交通空白」の解消等に向けた地域交通のリ・デザインの全面展開

地方の「暮らし」と「安全」を守る基盤といえる地域交通は、買い物・医療・教育等、日常生活に不可欠なサービスへのアクセスという重要な役割を担っているものの、人口減少や高齢化等による長期的な需要の減少や運転者不足等に伴い、大変厳しい事業環境となっている。

こうした全国各地の「交通空白」の解消等に向けて、令和7年5月に「「交通空白」解消に向けた取組方針2025」を策定し、7年度から9年度までを「交通空白解消・集中対策期間」と定め、「交通空白」解消に向けた取組を推進した。

「地域の足」、「観光の足」確保に向けた取組

の具体例として運輸局による首長等訪問を継続して実施した。令和7年5月以降、約400自治体を訪問し、お困りごとをお伺いした上で「交通空白」解消に向けた事例の共有等、地域の実情に寄り添った伴走支援を行った。

地方公共団体の地域公共交通担当者向けに、有用な支援ツールや情報を提供する地域交通のためのポータルサイト「MOBILITY UPDATE PORTAL」を令和8年3月に本公開した。さらに、様々なデータの使い方の解説が記載されている「アップデートガイダンス」の提供、自治体職員向けに年3回程度開催される国土交通大学校での研修を実施するなど、自



【関連リンク】
公共交通政策
URL : <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/index.html>



【関連データ】
地域交通の現状
URL : <https://www.mlit.go.jp/statistics/file000010.html>

II

第1章

時代の要請にこたえた国土交通行政の展開

治体等の交通担当者向けに制度・事例等に係る情報・知見の提供を行った。

また、「交通空白」の早期解消・持続可能な地域交通の実現に向け、地域の暮らしと一体として捉え地域の多様な関係者が連携して行う「共創型交通」、「交通空白」の早期解消に向けた地域の取組の立ち上げのほか、地域の公共交通のり・デザインを加速化する「モビリティ支援人材の育成・確保」、複数の交通サービスをまとめ、その利用データの地域での利活用等につなげる「地域交通DXの推進」の取組に対して、約500件の支援を実施した。

加えて、「交通空白」解消・官民連携プラットフォームにおいては、「交通空白」に係るお困りごとを抱える自治体、交通事業者と、様々な技術・ノウハウを持つ幅広い分野の企業・団体を結びつけることで、全国規模で「交通空白」解消に向けた連携・協働体制を構築する取組を進めている。令和6年11月の立ち上げ以来、着実に会員数が増加し、7年度末までに、過半数の市区町村を含め1,644の団体が参画している。官民連携プラットフォームの具体的な活動として、「交通空白」解消に資するサービス等を提供する企業等をまとめたマッチング・カタログの作成、企業検索等が可能な特設サイトの開設、「交通空白」解消に向けたピッチ・イベントの開催のほか、7年10月から12月に

かけて、対面によるマッチング・イベントを全国6都市で開催した。また、「交通空白」解消に向けて他地域にも横展開しうる先進的な実証事業、「パイロット・プロジェクト」については、計30件の取組を公表・展開した。

さらに、サービスの共同化・協業化や地域全体でのデータ活用など、連携・協働による「交通空白」解消等のり・デザインの全面展開を進めるため、事業者間のサービス連携やデータ活用の優良事例（ベストプラクティス）を創出するとともに、その成果を基にシステム連携やデータ仕様、業務プロセスなどを標準化し、その横展開を推進する地域交通DX推進プロジェクト「COMmmmmONS^{注1}」を令和7年4月に始動し、複数の施設送迎車両の運行計画立案や運行管理等を行うための共同配車管理システムの開発とオープンソース化等に取り組んだ。

共同化・協業化、地方公共団体の体制強化等を図るための新たな制度的枠組みの構築に向けて、2025年6月より、交通政策審議会地域公共交通部会で審議を行い、同年12月に「とりまとめ」が公表された。これを踏まえ、2026年3月に、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（平成19年法律第59号。以下「地域交通法」という。）の改正案を国会に提出した。

第7節 海洋政策（海洋立国）の推進

1 海洋基本計画の着実な推進

四方を海に囲まれている我が国では、海洋の平和的かつ積極的な開発及び利用と海洋環境の保全と調和を図る新たな海洋立国の実現を目指して制定された「海洋基本法」に基づき、令和5年4月に閣議決定された「第4期海洋基本計画」、6年4月に総合海洋政策本部において決

定された「海洋開発等重点戦略」の下、関係機関が連携し、海洋政策を推進しているところである。

国土交通省においても、上記基本計画及び重点戦略に基づき、総合的な海洋の安全保障の観点から、海上保安能力の強化、旅客船の安全・

注1 Code for Moblity Common Society の略。地域交通におけるデジタル活用や標準化を進めるプロジェクトのこと。

安心な運航の確保、離島の保全等、また、持続可能な海洋の構築の観点から、洋上風力発電の導入促進、ゼロエミッション船の開発等の各種施策に取り組んでいる。そのほか、着実に推進すべき施策として、海上輸送の確保や海洋人材の育成等に取り組むとともに、ASV（小

型無人ボート）やAUV（自律型無人潜水機）、ROV（遠隔操作型無人潜水機）等の「海洋ドローン」の社会実装、北極海航路の利活用に関する調査、沿岸域の総合管理と持続可能な開発に関する国際協調等、各般の施策を推進している。

Column コラム

海洋ドローンに関する将来ビジョンの策定

令和8年3月、海洋ドローンの普及と産業化に向けた産学官協議会による検討結果を提言書として公表し、その中で、海洋ドローンの将来ビジョンを策定しました。海洋ドローンが我が国の海における社会経済活動を支える基盤的ツールとなるためには、地域の海の関係者間の

連携が不可欠です。国土交通省では、実海域における長期間の効果検証や利用環境の整備、ノウハウ支援を含めた地域ニーズに応じた導入・利活用モデル構築等を通じて、海洋ドローンの更なる社会実装に取り組みます。



【関連リンク】

次世代海洋モビリティビジョン

URL : https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/ocean_policy/content/001993351.pdf



【関連リンク】

海における次世代モビリティに関する産学官協議会

URL : https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/ocean_policy/seamobi.html

2 我が国の海洋権益の保全

（1）領海及び排他的経済水域における海洋調査の推進及び海洋情報の一元化

我が国の領海及び排他的経済水域には、調査データの不足している海域が存在しており、海上保安庁では、この海域において、海底地形、地殻構造、底質及び低潮線等の海洋調査を重点的に実施し、船舶交通の安全や我が国の海洋権益の確保、海洋開発等に資する基礎情報の整備

を戦略的かつ継続的に実施している。

また、海洋情報の所在を一元的に収集・管理・提供する「海洋情報クリアリングハウス」を運用している。さらに、政府関係機関等が保有する様々な海洋情報を地図上に重ね合わせて表示できるウェブサービス「海洋状況表示システム（海しる）」を構築し、平成31年4月から運用を開始した。

II

第1章

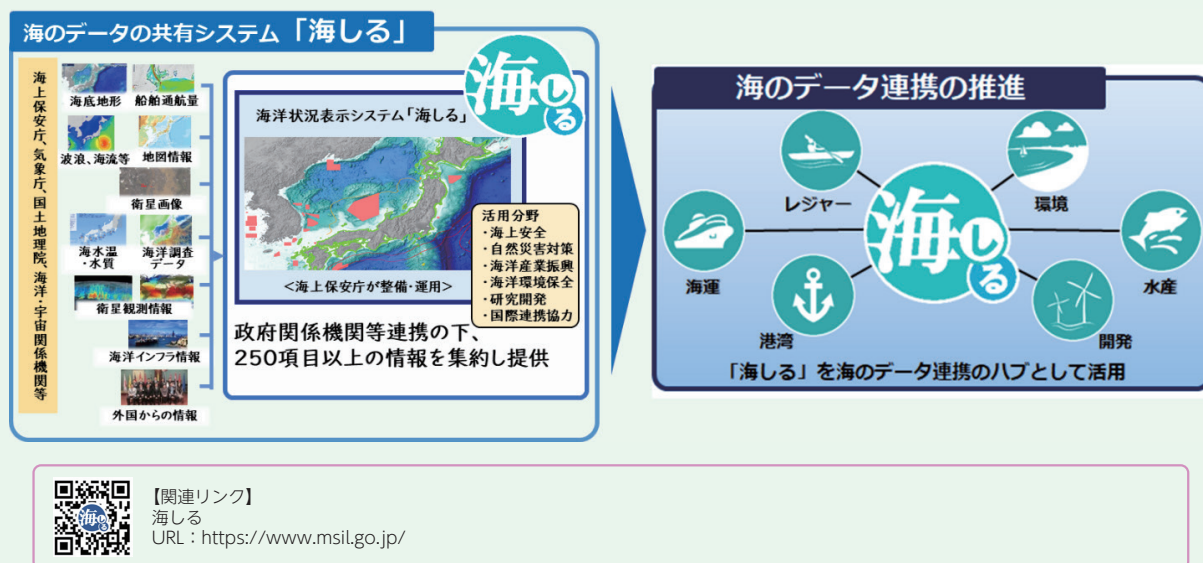
時代の要請にこたえた国土交通行政の展開

Column コラム

海のデータの総合図書館 海しる（海洋状況表示システム）

「海しる」はウェブブラウザ上で、様々な海洋に関する地理空間情報を一元的に閲覧することができる情報サービスです。政府機関等が保有する250項目以上の海のデータを地図上に重ねて見ることができます。また、「海しる」上で見るだけでなく、外部のアプリやシステムがデータを直接扱えるようAPIを公開しています。「海

しる」を通じて海上安全、海洋開発、環境保全、水産等の分野を横断したデータの共有・連携が可能となり、海洋教育といった新たな分野での利用シーンの拡大にもつながっています。今後も「海のデータの総合図書館」として、様々な分野の利用者のニーズに応えられるよう、掲載情報の充実や機能強化を進めていきます。



(2) 大陸棚の限界画定に向けた取組

国連海洋法条約に基づき我が国が平成20年11月に「大陸棚限界委員会」へ大陸棚の延長を申請した。24年4月に同委員会から我が国の国土面積の約8割に当たる4海域について大陸棚の延長が認められる勧告を受領し、1海域については勧告が先送りされた。これを受け、大陸棚の延長が認められた海域のうち、四国海盆海域及び沖大東海嶺南方海域を我が国の大陸棚とするよう26年10月に政令で定めた。また、関係国である米国との調整が進捗し、令和6年7月には小笠原海台海域の大部分を我が国の大陸棚とするよう同政令を改正した。

引き続き、関係国との調整が必要となる海域及び勧告が先送りされた海域について、海上保安庁では、内閣府総合海洋政策推進事務局の総合調整の下、関係省庁と連携し、大陸棚の限界

画定に向けた対応を行っている。

(3) 沖ノ鳥島の保全、低潮線の保全及び活動拠点の整備等

① 沖ノ鳥島の保全・管理

沖ノ鳥島は、我が国最南端の領土であり、国土面積を上回る約40万km²の排他的経済水域の基礎となる極めて重要な島であることから、基礎データの観測・蓄積や護岸等の点検、補修等を行うほか、観測拠点施設の更新等を行い管理体制の強化を図っている。

② 低潮線の保全

「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（低潮線保全法）」等に基づき、排他的経済水域等の外縁を根拠付ける低潮

線の保全が必要な海域として185の低潮線保全区域を政令で指定し、掘削等の行為規制を実施している。また、防災ヘリコプターや船舶等による巡視や衛星画像等を用いた低潮線及びその周辺の状況の調査を行い、排他的経済水域及び大陸棚の基礎となる低潮線の保全を図るとともに、保全を確実にかつ効率的に実施していくために、低潮線に関する各種情報を適切に管理している。

第8節 海洋の安全・秩序の確保

(1) 近年の現況

尖閣諸島周辺海域においては、ほぼ毎日、中国海警局に所属する船舶による活動が確認され、領海侵入する事案も発生しており、令和7年には、尖閣諸島周辺の接続水域での中国海警局に所属する船舶の年間確認日数が過去最多を更新したことに加え、6年11月から7年10月にかけて、接続水域における連続確認日数も過去最長となった。また、7年3月には領海侵入時間も過去最長を更新したほか、中国海警局に所属する船舶が領海に侵入し、日本漁船等に近づこうとする事案も繰り返し発生するなど、情勢は依然として予断を許さない状況となっている。また、中国海警局に所属する船舶の大型化、武装化が確認されており、中国の動向を引き続き注視していく必要がある。海上保安庁では、現場海域に巡視船を配備するなど、我が国の領土・領海を断固として守り抜くという方針の下、冷静に、かつ、毅然として対応を続けている。

また、東シナ海等の我が国排他的経済水域等においては、外国海洋調査船による我が国の事前の同意を得ない調査活動等も確認されており、海上保安庁では、関係機関と連携しつつ、巡視船・航空機による監視警戒等、その時々状況に応じて適切に対応している。

さらに、大和堆周辺海域では、外国漁船による違法操業が確認されるなど、依然として予断

③特定離島（南鳥島・沖ノ鳥島）における活動拠点の整備・管理

「低潮線保全法」等に基づき、本土から遠隔の地にある南鳥島・沖ノ鳥島において、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用に関する活動拠点として、船舶の係留、停泊、荷さばき等が可能となる港湾の施設の整備とともに、国による港湾の管理を実施している。

図表Ⅱ-1-8-1 領海警備を行う巡視船



を許さない状況が続いており、海上保安庁では、同海域で操業する日本漁船の安全確保を最優先とし、関係省庁と連携しつつ、これら外国漁船に対して退去警告を行うなど、厳正に対応している。

(2) 海上保安能力強化の推進

海上保安庁では、我が国周辺海域を取り巻く情勢が一層厳しさを増していることを踏まえ、令和4年12月に決定された「海上保安能力強化に関する方針」に基づき、巡視船・航空機等の大幅な増強整備等に加え、無操縦者航空機等の新技術の積極的活用、防衛省・自衛隊、警察、外国海上保安機関等の国内外の関係機関との連携・協力の強化、人材の確保・育成、職場環境の改善や処遇の向上等の取組を推進するこ

II

第1章

とにより、海上保安業務に必要な能力を一層強化しているところである。7年12月に開催された「海上保安能力強化に関する関係閣僚会議」においても、これらの取組を一層進めていくことが確認された。

図表Ⅱ-1-8-2 令和7年度に就役した無操縦者航空機



図表Ⅱ-1-8-3 海上保安能力強化に関する関係閣僚会議で発言する高市総理大臣



(3)「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて

我が国は「自由で開かれたインド太平洋」(FOIP: Free and Open Indo-Pacific)の実現に向け、①法の支配、航行の自由、自由貿易等の普及・定着、②経済的繁栄の追求(連結性、EPAや投資協定を含む経済連携強化)、③平和と安定の確保(海上法執行能力の向上、人道支援、災害救援、海賊対策等での協力)の3点を「三本柱の施策」と定め、地域全体の平和と繁栄を確保するため、各種取組を推進している。

海上保安庁では、この「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、多国間、二国間及び3か国以上の協力枠組みであるミニラテラルの連携・協力を強化するとともに、シーレーン沿岸国等の海上保安機関の能力向上を支援し、年々深化・多様化する国際業務に適切に対応する体制を構築している。多国間の連携・協力に関しては、グローバル化あるいはボーダレス化する傾向にある国際犯罪や、大規模化する事故や災害、環境汚染について、各国で連携して対応していくことが重要であるという認識の

下、平成12年から北太平洋海上保安フォーラム(NPCGF)、16年からアジア海上保安機関長官級会合(HACGAM)のほか、29年から世界海上保安機関長官級会合(CGGS)を日本の主導で開催し、海上保安機関間の連携・協力を積極的に推進している。令和7年度は、中国で開催された第25回NPCGF、オーストラリアで開催された第21回HACGAM、イタリアで開催された第4回CGGSに参加し、「法の支配に基づく海洋秩序維持の重要性」を各国海上保安機関等と共有した。ミニラテラルに関しては、日米豪印(QUAD)海上保安機関によるシップオブザーバーミッション、日米比海上保安機関による合同訓練、日米韓海上保安機関による合同セミナー及び机上訓練を通じたASEANへの能力向上支援といった取組を積極的に実施した。

二国間の連携については、覚書や協定の締結による協力枠組みに基づき、長官級会合や合同訓練等の取組を実施した。

また、増加する諸外国からの海上保安能力向上支援の要望に応えるため、平成29年に発足した能力向上支援の専従部門である「海上保安

庁MCT (Mobile Cooperation Team)」を、令和7年度末までに、23か国へ合計159回派遣、8か国1機関に28回のオンライン研修を

実施したほか、各国海上保安機関等の職員を日本に招へいして各種研修を実施するなど、各国の海上保安能力向上を支援した。

第9節 土地政策の推進

1 土地政策の動向

人口減少等に伴い、相続件数の増加、土地の利用ニーズの低下と所有意識の希薄化が進行しており、不動産登記簿等の公簿情報等を参照しても所有者の全部又は一部が直ちに判明せず、又は判明しても所有者に連絡がつかず、円滑な土地利用や事業実施の支障となる土地、いわゆる所有者不明土地や、適正な利用・管理が行われず草木の繁茂や害虫の発生等、周辺の地域に悪影響を与える管理不全土地の増加が懸念されている。

これらの課題に対し、平成30年に所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議が立ち上げられ、同年の「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）の制定、土地に関する基本理念として土地の適正な「管理」に関する土地所有者等の「責務」や、所有者不明土地の円滑な利用及び管理の確保に関する規定を追加した令和2年の「土地基本法」（平成元年法律第84号）の改正、3年の民事基本法制の総合的な見直し、4年の「所有者不明土地法」の改正等、政府一丸となって所有者不明土地等に対する取組を進めてきた。

こうした所有者不明土地等対策のための制度の整備が進捗したことを踏まえ、地域における取組を支援するモデル事業等を通じて得られた知見の横展開等により、制度の円滑な運用を

図った。

令和7年4月に適正管理や利活用が課題となる空き地の対処法について「空き地の適正管理及び利活用に関するガイドライン」を作成し、公表した。

また、「国土利用計画法施行規則」（昭和49年総理府令第72号）を改正し、事後届出の届出事項について、権利取得者が個人の場合にはその国籍等を、法人の場合にはその設立準拠法を追加した（令和7年7月施行）。さらに、法人が権利取得者となる場合におけるその代表者の国籍等を追加した（8年4月施行）。

地籍調査は、市町村等が土地の境界、面積、所有者等を調査し明確にすることにより、災害からの迅速な復旧・復興やインフラ整備の円滑化等のほか、所有者不明土地の発生抑制等に貢献するものであり、第7次国土調査事業十箇年計画（令和2～11年度）に基づき推進している。同計画の始期となる2年には、「国土調査法」（昭和26年法律第180号）等を改正し、地籍調査の円滑化・効率化に資する調査手続・調査手法を導入した。さらに、6年の同計画の中間見直しでは、現地調査等の通知に無反応な所有者等がいる場合の調査手続の導入やリモートセンシングデータの適用エリアの拡大等を行い、計画期間後期における地籍調査の加速化に取り組んでいる。



【関連リンク】
人口減少時代における土地政策の推進～所有者不明土地等対策～
URL：https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000099.html

II

第1章

時代の要請にこたえた国土交通行政の展開

2 年次報告の実施

土地白書は、「土地基本法」の規定に基づき、毎年国会に報告するものである。令和7年版土地白書では、令和6年度の不動産市場等の動向や、民間投資を活かした地域の活性化、6年度

に政府が土地に関して講じた基本的施策、7年度に政府が土地に関して講じようとする基本的施策を取りまとめ、7年5月に閣議決定・国会報告した。

第10節 新たな国と地方、民間との関係の構築

1 官民連携等の推進

官民連携事業（PPP/PFI）の案件形成を推進するため、地方公共団体等へのPPP/PFIの普及啓発や案件形成支援を実施している。

令和7年度は、民間提案に基づく新たな官民連携のモデルとなる手法の導入を推進するため、地方公共団体のニーズと合致した優良な提案を行った民間事業者による調査検討を実施す

るとともに、先導的・モデル的な官民連携事業について調査検討を行う地方公共団体を支援した。また、地方ブロックごとに設置されている「地方ブロックプラットフォーム」において、首長会議の開催、案件形成に向けた官民対話、ノウハウの習得のための研修、官民交流のためのマッチングイベント等を開催した。

第11節 政策評価・事業評価・対話型行政

1 政策評価の推進

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づく「国土交通省政策評価基本計画」により、①各施策の達成状況を定期的に測定・評価する政策チェックアップ、②特定テーマに絞り込み詳細な分析を行う政策レビューの2つを基本的な政策評価の方式として実施している。令和7年度は、①は44施策目標と116業績指標について、②は3テーマについて評価を実施した。加えて、個別公共事業、個別研究開発課

題、規制及び租税特別措置等の政策評価を政策の特性に応じた政策評価の方式として実施しており、その結果を予算要求や新規施策等の立案へ反映させている。また、「独立行政法人通則法」に基づき、所管15独立行政法人の業務実績の評価を、「中央省庁等改革基本法」に基づき、実施庁である気象庁及び海上保安庁の実績評価を実施している。



【関連リンク】
令和7年版土地白書
URL : <https://www.mlit.go.jp/statistics/file000006.html>



【関連リンク】
国土交通省 総合政策局 社会資本整備政策課ウェブサイト
URL : <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/index.html>



【関連リンク】
国土交通省の政策評価
URL : <http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/index.html>

2 事業評価の実施

個別の公共事業について、事業の効率性及び実施過程における透明性の一層の向上を図るため、新規事業採択時評価、再評価及び完了後の事後評価による一貫した事業評価体系を構築している。

直轄事業等の評価結果については、新規採択時・再評価時・完了後の事後評価時における費

用対効果分析のバックデータも含め、評価結果の経緯が分かるように整理した事業評価カルテを作成し、インターネットで公表している。また、新規事業採択時評価の前段階における国土交通省独自の取組として、直轄事業等において、計画段階評価を実施している。

3 国民に開かれた行政運営と対話型行政の推進

(1) 国土交通ホットラインステーション

国民生活に極めて密接に関わる国土交通行政の推進に当たっては、国民からの意見・要望等を幅広く把握し、国民に直結した行政を展開することが重要である。このため、「国土交通ホットラインステーション」を開設しており、月平均約1,900件の意見等が寄せられている。

(2) 消費者等に対する情報提供

従来の行政による監督に加え、消費者等による適切な選択及び市場による監視を通じた安全・安心の確保を図ることを目的に、住宅等の建築物や公共交通機関に関する事業者等の過去の行政処分等の履歴を集約した「ネガティブ情報等検索サイト」を国土交通省ウェブサイト上に公開している。